

岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して給付する岩手県公立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に定めるものをいう。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号、同法施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第1項、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第2条第2項に定める者をいう。

(対象者)

第3条 学び直し支援金の給付の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県内の公立高等学校（専攻科並びに別科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については本号は適用しない。）
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金の支給の対象者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 前各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校等に在学した期間が通算して24月未満である者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

(給付申請及び認定)

第4条 受給資格者は、学び直し支援金の給付を受けようとするときは、様式第1号による申請書に、省令第3条第1項に規定する保護者等の課税証明書等を添付して、校長（受給資格者が市町村立高等

学校に在学する場合にあっては、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）（以下同じ。）に申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を当該申請を行った者に対し、様式第2号による資格認定通知又は様式第3号による資格不認定通知により通知しなければならない。

（給付額）

第5条 学び直し支援金の給付の額は、就学支援金に相当する額とする。ただし、省令第7条第2項の1単位当たりの支給限度額、同条第3項の年間の支給上限単位数（30単位）及び同条第4項の通算の支給上限単位数（74単位）に関する規定は適用しない。

- 2 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料又は通信制受講料（以下「授業料等」という。）の額を定める場合の給付限度額は、政令第3条の定額の授業料等の支給限度額と同じ額とする。

（給付期間）

第6条 学び直し支援金の給付期間は、第3条第1号から第6号の各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校等に在学した期間を通算して24月までとする。

（給付方法）

第7条 県教育委員会は、第4条第1項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、学び直し支援金を給付する。

- 2 学び直し支援金の給付は、受給権者が第4条第1項の認定の申請をした日（当該申請が校長に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、月の初日以外に入学した場合において、県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）第10条の例によるときは当該月）から始め、当該学び直し支援金を給付すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 3 受給権者が、やむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき（当該申請が校長に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

（代理受領等）

第8条 市町村は、市町村立高等学校に在学する受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

- 2 県教育委員会は、県立高等学校に在学する受給権者に給付すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、学び直し支援金の給付があったものとみなす。

（給付事由消滅の通知及び届出）

第9条 校長は、受給権者に係る学び直し支援金の給付を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が卒業し若しくは修了した者となったときを除く。次項において同じ。）は、その旨を受給権者であっ

た者に対し、県教育委員会が別に定めるところにより通知しなければならない。

- 2 市町村は、市町村立高等学校に在学する受給権者に係る学び直し支援金の給付を受ける事由が消滅したときは、県教育委員会が別に定めるところにより県教育委員会に届け出なければならない。

(給付の額の通知)

第10条 校長は、第4条第1項の認定をしたときから6月までの間及び各年度の7月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の学び直し支援金を給付したときは、当該学び直し支援金の額を、県教育委員会が別に定めるところにより、受給権者に通知しなければならない。

- 2 校長は、受給権者に給付した学び直し支援金の額が前月に当該受給権者に給付した学び直し支援金の額と異なるときは、県教育委員会が別に定めるところにより、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該給付した学び直し支援金が前項の最初の学び直し支援金であるときは、この限りでない。

(給付の停止等)

第11条 学び直し支援金は、受給権者が在学する高等学校を休学した場合において、受給権者が申し出たときは、その給付を停止する。

- 2 前項の申出は、受給権者が様式第4号による給付停止申出書を校長に提出することによって行うものとする。
- 3 前項の申出をした受給権者が、第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第5号による給付再開申出書に、収入状況届出書等(様式第1号による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条において同じ。)を添付して、校長に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。
- 4 校長は、第1項の申出により給付の停止をしたとき又は前項による給付の再開をしたときは、その旨を当該申出をした受給権者に対し、様式第7号による給付停止通知又は様式第8号による給付再開通知により通知しなければならない。
- 5 第1項の給付を停止する期間は、第2項による申出をした日の属する月の翌月(申出をした日が月の初日である場合は当該月。)から第3項による該当しなくなった旨の申出をした日の属する月(申出をした日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。)までの間とする。
- 6 第1項の規定により当該月に係る学び直し支援金の給付が停止された月は、第3条第7号及び第6条の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

(収入状況の届出等)

第12条 受給権者は、毎年度、県教育委員会が別に定める日までに、収入状況届出書等を、校長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定により学び直し支援金の給付が停止されている受給権者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、速やかに校長に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

3 校長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が第3条第8号に該当しないと認めるときは、第9条第1項によりその者に対して通知しなければならない。

4 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を校長に届け出なければならない。

(給付の一時差止め)

第13条 受給権者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の給付を一時差し止めることができる。

(給付実績証明書)

第14条 校長は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、学び直し支援金の給付の実績を証明する書類を発行しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の給付に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。